いばらきヘルスケアポイント事業利用規約(アプリ版)

第 | 条(目的)

- I 本規約は、茨城県(以下、「県」といいます。)が実施する「いばらきヘルスケアポイント事業」に係るポイントサービス並びに同サービスで提供するスマートフォンアプリ「元気アっプ!リいばらき」の利用条件について定めます。
- 2 県が、「元気アっプ!リいばらき」の利用条件等の詳細について、別途定める規則、マニュアル等は、本 規約と一体で適応されるものとします。
- 3 フェリカポケットマーケティング株式会社(以下、「受託者」といいます。)は、県との業務委託契約に基づき、「元気アっプ!リいばらき」を運営します。

第2条(定義)

本規約における次の用語の意味は、下記のとおりです。

- Ⅰ 「本サービス」とは、県が「いばらきヘルスケアポイント事業」に係るポイントサービス並びに同サービスで提供するスマートフォンアプリ「元気アっプ!リいばらき」で、関連するサービスを含みます。
- 2 「ポイント」とは、本サービスに関連し、ポイント付与対象活動に取り組むことにより取得できるものをいいます。
- 3「本システム」とは、県が開設するスマートフォンアプリ「元気アっプ!リいばらき」をいいます。
- 4「スマートフォン等」とは、本サービスを利用するための ID 情報等を記録したスマートフォン等です。
- 5「ID」とは、本サービスにおいて、利用者を識別するための符号で、本サービスにより付与されるものです。
- 6「利用者」とは、本サービスを利用する者です。
- 7「利用者情報」とは、本サービスを通じて蓄積される利用者等の情報をいいます。
- 8 「関連事業」とは、本サービスに関連して実施されるサービス等の提供、各種イベントの実施、ポイント サービス等をいいます。
- 9 「提携事業者」とは、関連事業の提供者または利用者情報を用いた研究・開発等を行う者で、地方公共団体、各健康保険組合等を含みます。
- 10「本規約等」とは、本規約及び前条第2項の規則、マニュアル等をいいます。

第3条(本サービスの内容)

- Ⅰ 本サービスは、ID・引継ぎコード等による利用者認証等を用いて、健康に関する測定・入力データ等を記録し、本サービスから閲覧等するものです。
- 2 県は、予告なく、本サービスの内容を変更することがあります。

第4条(利用規約)

- I 本サービスの利用を希望する場合、本規約の内容を承諾の上、県所定の方法により、県に利用を申し込みます。
- 2 利用者が前項の申込み後に本サービスの利用を開始した場合、利用者と県との間に、本規約に基づき、本サービスの利用に関する契約(以下、「利用契約」といいます。)が成立するものとみなします。

- 3 県は、第1項に基づく申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、申込みを承諾しない ことがあります。
 - (1) 申込内容に虚偽の内容が含まれる場合
 - (2) 県との契約に違反したことにより、契約を解除されたことがある場合
 - (3) その他、本サービスの運営に支障がある場合
- 4 利用者は、申込内容に変更がある場合、県所定の方法に従って、変更手続きを行うものとします。

第5条(ID の管理責任)

- Ⅰ 利用者は、ID を第三者に貸与することはできません。
- 2 利用者は、ID、引継ぎコードを自らの責任で、第三者に知られないよう管理し、ID 及び引継ぎコード の盗用を防止する措置を行うものとします。

第6条(費用)

- I 本サービスの利用は、原則無料とします。
- 2 本システムへアクセスに必要な通信料、利用機器等の取得費用、その他本サービスの利用に必要な 費用は、利用者が負担するものとします。

第7条(個人情報の取扱い)

- Ⅰ 県及び受託者は、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年条例第1号)、茨城県情報公開条例(平成12年条例第5号)及び契約の特記事項を遵守し、登録された利用者の情報を適切かつ安全に運用するものとします。
- 2 登録された利用者の情報は、県の管理のもと、委託業者が適切かつ安全に管理するものとします。
- 3 県及び受託者は、利用者の個人情報を下記の目的に限って利用します。
 - (I) 本サービスの提供
 - (2) 関連事業の実施
 - (3) 県及び提携事業者による利用情報を用いた研究・開発
 - (4) 第3項に基づく提携事業者との共同利用
 - (5) 県または提携事業が提供または実施する商品・サービスの提供、各種イベント等の案内
- 4 県は、次の者に対し、利用者から取得した個人情報を提供することがあります。
 - (I) 受託者
 - (2) 提携事業者
- 5 県は、次の各号にしたがって、提携事業者と利用者の個人情報を共同利用することがあります。
 - (1) 共同利用される個人データの項目

氏名(ニックネーム含む)、性別、生年月、住所、電話番号、FAX 番号、e-mail アドレス、身長、体重、血圧、所属団体コード、保健区分、スマートフォン等の機器から取得した測定・入力情報、位置情報、本サービス等の利用履歴

- (2) 共同利用者の範囲受託者及び提携事業者
- (3) 共同利用者の利用目的 第3項第2号、及び第4号

(4) 個人データの管理に関する責任を有する者

県及び受託者

6 県は、利用契約の終了後も含め、利用者情報から利用者を特定できる情報を削除等し、個人情報で ない形式に加工した統計情報を作成し、第三者に提供することがあります。

第8条(本規約の変更・通知)

県は、本規約に変更があった場合、その都度利用者に通知します。本規約に関する通知は、本サービスへの掲載により行うものとし、掲載時点で該当通知が到達したものとみなします。

第9条(知的財産権)

本サービスに関する知的財産権は、県または受託者に帰属します。

第10条(ポイントを活用することができる者)

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 県内に住所を有する 18 歳以上の者
- (2) 県内に在勤し、又は在学している 18 歳以上の者

第 | | 条(禁止事項)

利用者は、次の行為を行ってはならないものとします。

- (I) 県、受託者、提携事業者、その他の第三者の知的財産権、その他の権利を侵害し、又は、侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスで記録された情報の改ざん
- (3) 本サービスに関連するシステムへの不正なアクセス等及び該当侵害行為を助長する行為
- (4) ID の不正使用
- (5) 本サービスに関する権利または義務の全部または一部の第三者への譲渡、担保提供等
- (6) 法令または公序良俗に反する行為
- (7) 前各号の他、本サービスの運営に支障をきたす行為、または、そのおそれがある行為

第12条(本サービスの提供中止)

県は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を中止 することがあります。

- Ⅰ 利用者が暴力団等の反社会勢力と非難されるべき関係にある場合
- 2 提携事業者が事業の提供または関連事業の実施を終了した場合
- 3 システムの保守、システム障害対応、天災・争乱等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、 本サービスの提供を中断する必要があると判断した場合。
- 4 その他、やむを得ない事情がある場合

第 13条(県の責任)

I 県は、本サービスの提供に関し、県の故意または重大な過失により利用者に損害を与えた場合に限り、利用者が被った損害を賠償します。

- 2 県は、次の各号に関連することを原因とする損害、または、逸失利益、間接損害、特別損害もしくは弁 護士費用については責任を負いません。
 - (1)通信障害、システム障害等
 - (2) 本サービスに記録された情報の正確性・真正性
 - (3) ID の不正使用、不正アクセスなどによる記録されたデータ等の改ざん
 - (4) 利用機器等の故障、紛失、盗難
 - (5) 本サービスの利用の結果
 - (6) 提携事業者、その他の第三者による商品・サービスの提供等
 - (7) 本サービスの提供条件の変更、前条に基づくサービスの提供中止
 - (8) 天災、戦争、騒乱等の不可抗力の事態によるサービスの中断、中止

第 14条(利用契約の終了)

- 1 利用者は、県所定の方法で県に通知することにより、利用を終了させることができます。
- 2 利用契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者への通知なく終了します。
 - (1) 利用者が本規約等に違反した場合
 - (2) 利用者が登録した利用者情報に虚偽の内容が含まれる場合
 - (3) 県がやむを得ない事由により本サービスの提供を終了する場合

第 15 条(準拠法·合意管轄)

- I 本契約は、日本法に準拠します。
- 2 本規約に関する訴訟については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

問い合わせ先名:茨城県 保健福祉部 健康・地域ケア推進課

お問合せ時間:8:30~17:15(休日、祝日、年末年始を除きます。)

TEL:029-301-3229

E-Mail:care3@pref.ibaraki.lg.jp

(回答にお時間をいただく場合もありますので、ご了承ください)